

一六〔証如上人日記〕 天文八年七月十八日

就当番之儀、但馬光妙寺如毎月樽等出之、

○光妙寺は光行寺の前寺号。

一九〔証如上人日記〕 天文八年八月二十日

齋相伴に長延寺、福勝寺、番衆赤井、等覚坊、教四人、西光寺、慈願寺、正心、戒光寺祐勝、明覚寺、淨教、キッ教龍、顯静、円教、空誓、宝光寺、端坊、タヂマ福成寺、同光妙寺、備後光照寺、河野西勝坊、同西入坊、同正祐、同法心、ヒヨ本山、同長峰、同了善、定専坊、正教、乘賢、淨惠、明誓以上卅三人也、此外佛照寺、東坊、欲葉、性祐者不来、焼風呂也、

二〇〇〔長福寺古記写〕

谷のたいせう(天) 狩(長越前守カ)は善秀、無南垣(塩)の多んにや左衛門之亟殿(殿)
ゆいたかい(言) 速によつて、庚子(天文九年)の年正月廿日このすみ山(此) 隅□
御前(形カ)にて御はらめされ候、次の城(大持カ)だいせうは、なさ(奈佐)
の篠部殿弟を御す多被成候て、名を三川(三河守)と申候、

二〇一〔本願寺文書〕 本願寺番衆差定

〔差定乙〕
端裏書) 天文十四

三月 報土寺 教、心
阿弥陀寺 中道場 乘念 中道場 依望申候也、

(中略)

五月 福成寺 教、乘、明、光、寺、称、名、寺、河野衆 加一人、
光妙寺 教、乘、明、光、寺、称、名、寺、河野衆 加一人、

(下略)

○この定は、天文十四年三月より翌年三月までの本願寺勤番の寺院・僧侶を定めたものである。

安土桃山時代

三〇三〔益田家什書〕二十 朝山日乗書状案

裏書二日乗状案(朝山)

(中略)

急度申入候、

(中略)

一為雲伯因三ヶ国合力、則木下(秀吉)藤吉、坂井右近(政徳)兩人に

五畿内衆二万計被相副、日乗為檢使罷出、於但州為

始銀山、子盜(此勝)、垣屋城、十日之内十八落去候、一合

戦にて如此候、田結庄、觀音寺此兩城相残り候、相

城被申付候、山下迄も不罷下、近日可為一途候、可

御心安候、

(中略)

(永祿十二年)
八月十九日

日乗

元就様

(福原貞俊)
福左

(見玉元良)
児三右

(井上春忠)
井又

隆景

(口羽通良)
口刑

牛遠

山越

元春

(桂元重)
桂左

(井上就重)
井但

御申

輝元参

(熊谷高直)
熊兵

(天野隆重)
天紀

(付載)

〔細川兩家記〕下

一 (永祿十二年) 八月朔日に、尾張衆三頭并摂州伊丹衆、池田衆一

味して、但馬国へ被入候て、利運して、則同十三

日に、皆々帰国なり、

(参考)

〔足利季世記〕七 伊勢ノ長野之事

(上略)

(永祿十二年) 同年八月一日、伊丹兵庫頭、池田筑後守ニ、尾州ヨ

リ加勢三頭アリテ、但馬国山名方ヲ退治シ、其外不
随ヲハ、一々可追伐ト発向シケルニ、國中悉ク降参
シ、同十三日、皆帰陣シケルト聞ヘシ、

(参考)

〔重編応仁記〕

二条御所造宮御移徙事、付禁中御修理事

(上略)

扱又同年ノ秋、摂州ノ伊丹兵庫頭親興、池田筑後守勝
(本様十二年)
政案内仕ラントテ、訴望申ケル故ニ、信長ヨリ三頭ノ
加勢ヲ遣シ、両将即但馬国エ発向ス、是ハ応仁ノ乱ノ
張本山名ガ子孫等、今以但州ニ残り、我意ヲ振フ、是
ヲ退治セン為也、(上)同月朔日、伊丹、池田并加勢等大軍、
但州エ打入ケレバ、山名ノ子孫等皆国人ニ背カレ、悉
滅亡シテ、不日ニ退治成就シケレバ、同月十三日、兩
将モ加勢モ帰陣セシム、於是山名故入道宗全ノ嫡流ハ、

但州ニ断絶ス、

二〇三 〔垣谷家文書〕 垣屋統成感状案

亡父源三郎統貞、去年六月十四日於森山城討死候、誠
(安田)
御忠節無比類候、仍先祖本領之地并新給大浜庄領家半
分等但反錢諸公事免之、任当知行之旨、向後不可有相違候
也、恐々謹言、

十二月十七日

(垣屋)
統成 御判在、

安田千松丸殿
進之候、

○この文書は年不明であるが、「垣屋氏系譜」によれば統成
は元龜元年九月十五日に死去しているので、しばらくここ
に収める。

二〇四 〔佐伯家文書〕 垣屋宗現・同孝統田地売券

永代売渡候大浜庄地頭分内稗田之事

合諸新田者

但界ハ北ハ船津路也、
西ハ本田大江ナリ、
南ハ境川ナリ、
東ハ草際ナリ、

右、彼下地者雖為此方知行分、氣比庄御賄方米錢之調
依難成、限永代現米四拾五石佐伯孫左衛門殿ニ渡波申
候、然上者於子々孫々違乱煩申事不可有之候、(角脱カ)万一菟
申輩出来候者、任此証文旨、被申分、永代可有知行候、
仍為後日売券状如件、

元龜二年辛未六月二日

(直屋) 越中守 孝統(花押)

(直屋) 下野入道 宗現(花押)

佐伯(孫左衛門)まさへもんとのへ

二〇五 〔光行寺文書〕

祖師繪像裏書

親鸞聖人御影

興(正)寺門(徒)但馬国城崎(郡)

元龜三年壬申

(秋証加カ)

城崎村光妙寺常住物也

二〇六 〔吉川家文書〕

八木豊信書状

別紙御返札拜見、快然候、頃日躰定從方々雖可被申候、
承及通以一書令申候、

(中略)

一 於田結庄表、(直屋豊統)垣駿被及一戰、被得勝利候間、海老手

之城、于今無異儀被持之候、不可有御氣遣候、

(中略)

一 当国為無事取扱、自信長以朱印、(明智光秀)從惟日被差越使候、

強而於被申者、宵田城崎田結庄西下難被背候間、可

相整候哉、

(天正三年)
十一月廿四日

吉川駿河守殿

御宿所

(八木)
豊信(花押)

二〇七〔豊岡細見抄〕 秀吉制札写

禁制

小田井中

一 軍勢甲乙人乱妨狼藉之事

一 放火之事

一 非分之族申懸之事

右之条々堅可守之、若違犯之輩於有之、可処敵科者也、

天正八年五月 日

秀吉 在判

二〇八〔妙楽寺文書〕 山名氏政書状

山下構堀之事、三間被申付候ハ、可為祝着候、片時可

被差急之条、肝要候、委細猶田辺山城守可申候、恐々

謹言、

七月十一日

(山名)
氏政(花押)

(押紙)
〔山名殿御判〕

妙楽寺

○この文書は年不明であるが、氏政は天正八年五月十六日に因幡へ出奔しているので、しばらくここに収める。

二〇九〔田結庄家文書〕 垣屋豊統感状

今度至宵田表相動候処、則織田勢罷出候之間、於水生

古城、軍合戦候処、初合戦此方手後ニ候而、右左之者

共越度仕付而、敵弥勝ニ乗て相懸候之間、諸勢坂中迄

引上難儀不過之候キ、雖然拙者父子相闘候之処、貴所

之儀、同所ニ御闕候、誠碎手数剋相戦切崩、得勝利之

刻、貴所無比類御動驚目候、剩於鑑下、宗徒之上勢一

番頸討捕之候、寔拙者於家御厚恩迄候、即其趣 公儀

へ申上候之處、被成 御感状候、御頂戴可目出候、仍
雖程淺之様候、脇指一備前重弘被進入候、感令申候、

殊外切能と申到来候間、御秘藏可為本望候、尚以向後
御入魂所希候、猶長野和泉守可被申入候間、不能詳候、

恐々謹言、

(天正八年)

六月十三日

垣屋駿河守

豊統(花押)

岡遠江守殿
御宿所

三〇〔小田井大社文書〕 徳丸能長書状案

御懇札委細拜見申候、其趣具致披露候、舞会之儀能々
仕度候由、從正法寺被申上候間、貴所可為御計候、然
者被任神慮、御闈次第被相定可然由被仰出候、定而其
趣貴所へ可被申入候、国家御祈禱之儀者、同者先々以
筋目、舞会之儀被仰付候而可然候由、御誕候間、其趣
被相違候而、当日被勤候様ニ御馳走專要候、猶委細新

九郎殿可被申入候、恐々謹言、

二月四日

徳丸孫左衛門尉
能長判

大石修理亮殿

御返報

○この文書以下、四通の文書は小田井大社舞会に關する一連
文書と考えられるので一括して掲載する。

三一〔小田井大社文書〕 宇津堅頼書状案

態以使者申候、仍当社舞童之儀、当年三坂寺御番之義
候之處、去年就不熟、如何共調法難成候之間、来秋可
相勤之由、垣屋殿(重時)へ被申付候而、御屋形様(山名指豊)へ越州より
御申事候之間、致披露候之處、寺家於無力者無余儀候、
然共貴所へ相尋可申之通被仰出候、委細使者可申候、
一宮辺之義も御寺御迷惑候へ者、秋まで被相延事候、
御心得可為肝要候、恐々謹言、

二月廿一日

宇津若狭守
堅頼 判

小田井
神主殿 御宿所

三三〔小田井大社文書〕 垣屋重時書状案

尚々、御聞之儀者入間敷候、以有儀之儀、可被仰付候事
簡要候、

御書謹而頂戴仕候、抑小田井大明神舞会之儀、正法寺
当番之条、先度被仰出之趣、雖申候、無是非之儀候、
重而御意之旨堅可申遣候、於私不可存油断候、猶徳丸
藏人助可被申上之由、宜預御披露候、恐惶謹言、

三月廿四日 垣屋五郎 重時 判

進上 宇津若狭守殿

三三〔小田井大社文書〕 山名祐豊書状案

当社舞会当番為正法寺由候之間、对垣屋申出候処、返

答如此候、至氣多罷上、切々令催促之、急度可有執行
之条、肝要候、猶宇津若狭守・徳丸備後守可申候、恐
々謹言、

三月廿六日 山名 祐豊 判
小田井神主殿

○以上四通の文書は年不明であるが、山名祐豊は天正八年五
月二十一日に没しているので、しばらくここに収める。

三四〔小田井大社文書〕 秀親書状案

御書謹而頂戴仕候、抑 小田井社頭大破儀付而、社領
等可被寄附之旨、被仰出候、誠御代々御寄進之地致沽
却候儀、曲事之由、尤以無余儀存候、就其家来中 御
意之趣可申触候、猶鎌田十郎右衛門尉可申上候、此等
之趣、宜預御披露候、恐惶謹言、

八月廿七日 秀親 判
進上 福田若狭入道殿

○この文書も年不明であるが、小田井大社文書の一として、しばらくここに収める。

二五〔武功夜話〕 卷八 天正八年

(上略)

一 但州一篇ニ御退治、是依羽柴小一郎但馬切取被成、七郡賜る、内二方郡宮部相動候処ニ付、

一 二方郡 貳万石宮部善祥坊給地

一 養父郡・朝来郡・出石郡・城崎郡・七美郡・気多郡・美合郡七郡拾万五千余石小一郎殿賜処ニ候也、

(下略)

二六〔瀬戸区有文書〕 気比庄五ヶ浦人等浦役注文

気比庄浦々うほあみニ付て役仕候事

一 瀬戸村の事 つりの事ハ不及申、諸あみを仕候ニ付て、毎年あみの年貢毎月さいれう(葉料)、其外、色々の納所等仕候事分明候、

一 小島の事 引あみ、てぐりあみ仕候ニ付て、さいれう(葉料)浦やく仕候事歴然候、

一 楽々浦の事於河内者、うな(鵜)ハ、外海にてハ敷あみ仕候付て浦々諸役同然候、

一 田井村(結)の事 おきあみ引あみ仕候ニ付て、うらやく同前にて候、

一 気比村之事 つりハ仕候へ共、あみを不仕候ニ付て浦やく無之候、

已上

一 津居山之者共、つりハ仕候へ共、先年よりあみを不仕候ニ付て浦やく不仕候、然上者あみニ付て、色々の諸やく御分別奉仰候、 已上

天正九年二月廿六日 五ヶ之浦人等

進上 友田殿様

天正十年午九月 日

豊岡中

三七〔河本家文書〕 宮部継潤地子免状

三九〔秀吉事記〕 柴田退治 天正十一年

今度於野田庄荒地打開条、達 上聞、当国百姓頭ニ申付、大隅玄番屋敷所永代令免許者也、

(善祥房)
宮部善正

天正九巳八月 日

(異筆)
「継潤」(花押)

鈴木三郎左衛門とのへ

三八〔豊岡細見抄〕 宮部継潤地子免状写

赦免地之事

但馬豊岡城崎郡豊岡町、高八十三石、南ハ亀ヶ崎、北

ハ北由羅限、

右地質錢、諸役、令免許畢、永不可有相違者也、

宮部善浄房継潤(花押)

(上略)

今也秀吉一心運籌貯糧專戰、誠前代未聞之大將也、此

数年成勞積功諸侍多之、仍隨其忠之淺深、充行国郡者

也、国々諸城或破却之、或疎擊之、先輩過半易地、別

遣領知、又其儘分領加増之仁在之、各居城之次第(中

略)丹波守、護羽柴御次丸秀勝、龜山居城也、播磨・但

馬守護羽柴美濃守秀長、(長秀)姫路居城也、東郡三木城前野

勝右衛門尉長康、(泰)西郡龍野蜂須賀小六正勝、広瀬城神

子田半左衛門尉正治、但馬竹田桑山修理進一晴、(坂)木崎

木下助兵衛尉、出石青木勘兵衛、因幡守護宮部善浄坊

継潤、鳥取居城也、(中略)淡路洲本仙石権兵衛尉、岩

屋間島兵衛尉、(右腕)

(下略)

三〇〔光行寺文書〕

羽柴秀吉書状

後音候、恐々謹言、

十一月十日

羽柴筑前守

秀吉(花押)

○この文書は年不明であるが、秀吉は天正十二年十月まで筑前守を称したと考えられるので、しばらくここに収める。

但馬国

一新田庄

(中略)

以上近国之分、少々注進申候分、三十式ヶ所也、可然様ニ御披露奉頼存候、以上

天正拾三年五月十四日

九条殿雜掌在判

(前田支以)
民部卿法印御房

参

此指出、諸家江從内相府秀吉公依可有御合力、民部卿法印為御奉行、寺社本所へ被相談、各注進之由条、如此被相注、法印之奉行松田勝右衛門尉迄、被遣之者也、

三三〔河本家文書〕 六地藏村川網場・山境等契状

六地藏村岩鼻請川獵場割

一川上ハ火撫水落切、川下ハ舟町江渡リ瀬ヲ切り長サ

百五拾間余、川上に而川はゞ四拾八間、川下ノはゞ

六拾間、但し砂浜共、

三三〔九条家文書〕

九条家知行不知行所々指出案

(續裏書)
〔九条殿当知行目録案〕并不知行目録等
天正十三 五 十四

九条殿当知行分目録

(中略)

九条殿不知行分目録

(中略)

一 川上水落五間下ハ玄蕃鳥屋場、夫より下五間宛間置
瀬兵衛・源助・惣兵衛・孫市・一学、又其次玄蕃よ
り段々ニ四ツ持鳥屋場、天井網置場共毎年之獵場ニ
相定申候事、

一 毎年八月二日ニ網おろし、初天井あみ・四つ持鳥屋
場斗り仕可申事、若雨天ニ成、水出可申と存候ハバ
唐あみ惣打・大網仕事、冬ノ内月ニ三度惣打仕り、
春ニ成候ハバ月ニ六度宛惣打可仕事、惣而八月より
二月迄之内、昼川打申事互ニ吟味可仕事、

一 右之川ニ付テ山境之事、船町天神ノ上小谷切り、上
(以下、
鶴城郭仕切)
ハ筑後殿ナル、夫より駿河殿ナル、本丸・二ノ丸・
藏屋敷・奥が谷切通し切り、惣而山本村山境ハ尾ハ
タ切り、ナルノ分ハ不残請川江付テ奥が谷水ハシリ
切り、但し荒神山之分ハ除ク、

一 天王山境之事、南ハナメラ尾切り、矢谷近江ナル、
此ノ尾(畑)ハタ切り、上ハ清水大杉切り、惣兵衛山境北

西天王鳥居ノ上ノ小尾切り、其頂ハ孫市山志いノ木、
谷上ハ駿河殿ナル迄、夫より北天神の上小谷迄一学
山、奥が谷・藏屋敷迄玄蕃山、夫より南天王山境迄
瀬兵衛・源助山也、但し天王山境ハナメラ尾切り矢
谷近江ナル矢倉尾切り、本丸共ニ兩人分也、
右之川山共に天正十三西ノ年ニ成米七石ニ明石左近様
より御請申候事、

内、割符老人前老石老斗六升六合七勺宛、
右之通割符仕為後日判形仕候処、仍而如件、
天正十三西ノ年

八月二日

- 大隅玄蕃 (書判) 忠每
- 濱瀬兵衛 (書判) 真高
- 同 源助 (書判) 貞宗
- 福丸惣兵衛長元 (書判)
- 寺谷孫市 (書判) 正義
- 大谷一学 (書判) 重利

三三〔武功夜話〕 卷十六 天正十三年

一 前野但馬守長康公但州七郡請取之事

但馬国七郡ハ御舎弟美濃守様旧領地也、

(中略)

一 養父郡

前將付 養父郡之内 (右) 別所孫左衛門於八木式万二千石
老 赤松佐兵衛尉於竹田老万二千石

(中略)

一 城崎郡

前將付 城崎郡之内 明石与四郎於明石式万二千石
城崎

(中略)

如右但州七郡 拾式万石也 七万五千石也、但州守護職被仰付候

也、

但州八郡之内因州境ハ二方郡宮部善詳坊切取分也、

但シ御上意ニ依リ別所孫右衛門・明石与四郎・赤松

三人之者ハ、前但様將として但州之内、別

所孫右衛門ニハ養父郡之内於八木老万二千石、明石

ニハ城崎郡於城崎式万二千石、赤松ニハ (朝来ノ誤) 養父郡於竹

田式万二千石被下置事候也、

(下略)

三四〔福成寺文書〕 福成寺善正置文

一 注置条々事

一 興正寺様、天正十五、四月六日ニ至銀山ニ被成御下向、
(運秀) (年配) (金藏寺)

同九日迄被遊御滞留、翌日十日仁福成寺迄被移御座

候而、十二日之日中光妙寺江被成御下、同十六日早

旦、丹後国至九世戸御参詣之事候、并之在所宮津之

長岡兵部大輔殿、以執心、一夜被成御逗留義候、從
(細川藤孝) (儀)

其、丹波通御帰寺之事候、

一 御影様守護之事、右者五人替々坊主衆御番被中儀候

キ、御下向之刻、此坊衆、又 (海) (衆) かいの衆被呼出、御開

山様之御守之事、当福成寺宮内卿、善正為一人、可

致守護候旨、堅依被仰出、不顧斟酌、閑迷惑処、御

請ヲ申、応御意事候、

一 法義万端之法式已下迄、以御談合之上、相定処如件、

天正十五(年貳)四月十三日

福成寺

善正(花押)

三原村 八郎兵衛

氣比村 三郎右衛門

同 村 かうし(稚屋)や

同 村 舟 戸

畑上村 森三郎右衛門殿

同 村 政所 四郎兵へ殿

同 村 年寄中

三三 〔畑上区有文書〕 三原村山地相博状案

かへ申三原畑上山之事

一 三原家之奥ニ畑上分御座候、

一 ため山へらいニ三原分御座候、

右之山はたか(畑上分)かへ申候間、其心得可被成候、山

之さかへ河しりのいねも候、いねのうへの小松耆本

御座候、

其松さかへ仕候いねおくハ河切ニて候間、為其如此

ニ仕相渡シ申候、依而如件、

天正拾九年三月廿八日

右之証文式書可有之間、写シ遣候、少しも相違有マ敷(間)候者也、

寛永十五年寅ノ五月十一日

明石勘亟(貳)(花押)

畑上村 政所 小左衛門殿

同 村 久兵衛殿

三六 〔武田家文書〕 伊賀谷村檢地帳

(表紙)

天正拾九年
御検地帳面
伊賀谷村
八月吉日

たうけ
三反式拾歩

参石六斗八升

いヶ谷
四郎右衛門

同
七畝

八斗四升

与五郎

同
耆反式畝

耆石四斗四升

太郎四郎

同
耆反耆畝

耆石三斗式升

彦左衛門

ひ^へ田
式段

式石式斗

五郎衛門

同
式畝拾歩

式斗五升七合

弥四郎

同
四畝拾歩

四斗七升七合

彦左衛門

ひ^へ田
五畝

五斗五升

太郎四郎

同
四畝廿歩

五斗一升四合

太郎ゑもん

同
五畝

五斗五升

太郎四郎

同
式畝廿歩

式斗八升四合

彦左衛門

同
耆段耆畝

耆石式斗一升

太郎衛門

同
三畝拾歩

三斗五升七合

彦四郎

同
四畝拾五歩

五斗四升

四郎右衛門

式拾歩

八升

弥四郎

耆反九畝

式石四斗七升

彦四郎

七畝

九斗耆升

太郎四郎

式畝十五歩

三斗式升五合

小三郎

式畝廿歩

三斗五升式合

弥四郎

三畝

三斗九升

小三郎

九畝

耆石一斗七升

三郎二郎

半拾歩

六斗四升

四郎右衛門

耆畝

耆斗式升

彦左衛門

六畝廿歩

八斗六升七合

太郎衛門

四畝拾歩

五斗六升四合

彦左衛門

耆畝廿歩

式斗一升七合

三郎二郎

七畝十歩

九斗五升四合

太郎衛門

イわの上

	式拾歩	八升七合	五郎衛門	同	式敵拾歩	三斗四合	彦大夫
あま石	式敵	式斗六升	与三		式敵五歩	式斗八升式合	道慶
同	式敵八歩	式斗九升五合	五郎衛門	同	式反式敵七歩	式石四斗六升八合	与三
同	拾歩	四升	三郎二郎		四敵十三歩	五斗三升式合	五郎衛門
同	八敵	式石四升	四郎右衛門	同	式反七敵廿歩	式石式斗九升七合	彦四郎
同	四敵	五斗式升	与三	石原	式敵	式斗六升	弥四郎
同	四敵廿歩	六斗七合	四郎衛門	同	三敵	三斗六升	太郎衛門
おきり	式敵廿歩	三斗七升三合	五郎衛門	同	式敵	式斗式升	彦大夫
同	式敵十八歩	式斗八升六合	太郎衛門	同	三敵拾歩	四斗	四郎衛門
おきり	式敵拾歩	式斗一升七合	五郎衛門	同	式敵十一歩	三斗八合	与五郎
	式敵拾歩	三斗四升	弥四郎	同	四敵拾歩	五斗六升三合	四郎衛門
同	式反式拾歩	式石三斗八升七合	太郎衛門		式敵八歩	式斗三升九合	小三郎
同	式敵十五歩	式斗九升五合	弥四郎		半拾歩	五斗八升七合	弥四郎
同	八敵廿七歩	式石一斗五升八合	三郎二郎	いしわり	拾式歩	四升五合	太郎衛門
同	式敵	式斗三升	弥四郎	同	拾歩	三升七合	同・人
同	式敵三歩	式斗四升三合	小三郎	大杉	式敵	式斗式升	四郎衛門

同	三畝拾歩	三斗六升七合	太郎衛門	当(邊)	下	三斗四升三合	小三郎
同	かわら合 壺畝十五歩	一斗六升五合	三郎二郎	同	壺畝廿六歩	六斗五升	太郎衛門
同	式畝廿歩	三斗式升	四郎衛門	同	半	七畝拾歩	四郎衛門
同	いわざき 四畝五歩	五斗	小三郎	同	三畝拾歩	九斗五升四合	同 人
同	五畝拾歩	六斗四升	太郎衛門	同	式畝	四斗三升三合	同 人
岡田	四畝拾八歩	五斗六升四合	与三	同	六歩	式斗六升	三郎二郎
同	壺畝九歩	壺斗六升九合	同 人	同	八畝式拾歩	式升六合	三郎二郎
同	家ノきわ 壺畝十歩	壺斗七升四合	弥四郎	同	七畝	壺石四升	四郎右衛門
後(カ)	三畝八歩	三斗五升九合	同 人	同	たていし 九歩	八斗四升	五郎衛門
同	あんのおく 五畝	六斗	五郎衛門	同	式畝	三升六合	太郎衛門
同	あんのおく 三畝	三斗三升	三郎二郎	同	三畝	二斗四升	四郎衛門
同	あま石 壺段壺畝	壺石四斗三升	四郎衛門	同	式拾歩	三斗六升	大ケい(カ)
同	式畝三歩	式斗七升一合	小三郎	同	式畝	八合	彦五郎
同	三畝拾歩	四斗三升四合	五郎衛門	同	七畝	式斗式升	助左衛門 失人
同	七畝	九斗一升	彦左衛門	同	拾五歩	七斗七升	四郎衛門
同	八畝	壺石四升	五郎衛門	同	壺反	五升五合	五郎衛門
						壺石一斗	小三郎

同 四敵	同 四敵十歩	同 四敵	寸 <small>が</small> ヶ谷口 式敵拾歩	拾六歩	壹敵六歩	式敵六歩	式拾三歩	同 壹敵式拾歩	同 五歩	同 九敵式拾歩	同 壹敵五歩	式拾歩	拾三歩	老敵拾歩	八敵
四斗八升	五斗式升	四斗八升	式斗八升	六升四合	老斗四升四合	式斗四升四合	九升式合	式斗	式升	老石一斗六升	老斗四升	七升四合	四升八合	老斗四升七合	八斗八升
同人	同人	彦左衛門	彦左衛門	彦四郎	彦四郎	大ヶい <small>(か)</small>	太郎四郎	同人	彦左衛門	大ヶい <small>(か)</small>	四郎衛門	小三郎	六郎大夫	太郎衛門	太郎衛門
同 三敵	同 壹敵	同 六敵	やしき 六敵	以上 畠方	ひしなわて <small>(部II歩)</small> 式敵八了付	壹敵式拾六歩	た <small>た</small> ノ <small>ま</small> ま 四敵	四敵	拾歩	式拾六歩	老敵	拾六歩	式拾三歩	拾六歩	九歩
三斗九升	式斗一升七合	七斗八升	七斗八升		式斗六升	式斗式升四合	式斗六升八合	四斗四升	三升七合	老斗四合	老斗式升	六升四合	九升二合	六升四合	三升六合
弥四郎	同人	四郎右衛門	四郎右衛門		三郎二郎	彦四郎	彦左衛門	彦左衛門	彦左衛門	同人	同人	彦四郎	太郎四郎	大ヶい <small>(か)</small>	彦四郎

同 三畝十五歩	同 式畝二十歩	同 式畝拾歩	同 式畝拾歩	同 式畝拾歩	家ノきわ 式畝	同 式畝六歩	同 式畝五歩	同 式畝廿三歩	同 式畝拾五歩	同 式畝拾五歩	同 式畝五歩	同 式畝六歩	同 式畝拾五歩	同 三畝	同 式畝	同 式畝	同 式畝拾歩
式斗八升	式斗壹升四合	式斗三升三合	式斗三升四合	式斗	式斗七升六合	式斗七升四合	式斗四升二合	式斗七合	式斗拾五歩	式斗拾五歩	五升	五升式合	式斗四升	式斗壹升	八升	式斗六升七合	与三
太郎四郎	助兵衛	大ケイ <small>(か)</small>	彦四郎	彦左衛門	同 人	大ケイ <small>(か)</small>	彦左衛門	主なし	同 人	大ケイ <small>(か)</small>	同 人	同 人	同 人	三郎太郎	二郎太郎		
式畝	式畝拾歩	式拾歩	同 式畝拾六歩	同 三畝拾八歩	同 拾三歩	家ノ上 拾歩	式畝	同 式畝拾五歩	同 式畝拾五歩	同 式畝拾歩	同 式畝廿三歩	同 式畝拾歩	同 式畝拾歩	同 式畝拾歩	同 半	同 式畝	同 式畝
式斗	式斗四升	四升	式斗八升七合	三斗四升三合	式升六合	式升	式斗式升	九升	七升	式斗八升七合	式斗三升四合	八斗式升七合	四斗	六升	六升	六升	六升
太郎四郎	大ケイ <small>(か)</small>	太郎四郎	彦四郎	同 人	太郎四郎	大ケイ <small>(か)</small>	彦左衛門	彦四郎	同 人	三郎太郎	太郎四郎	彦四郎	同 人	太郎四郎	助兵衛		

同	同	同	同	同	同	と なり	同	家 ノ 上	同	家 ノ 上	同	同	同	同	同	同
式敵	壹敵十歩	拾三歩	式拾六歩	壹敵十歩	壹敵十九歩	五敵拾六歩	壹敵	壹敵	壹敵	三敵十歩	式敵廿三歩	壹敵拾歩	拾五歩	三敵	拾歩	拾歩
壹斗貳升	壹斗七合	三升五合	七升	壹斗七合	壹斗四升貳合	五斗五升三合	八升	壹斗	壹斗	三斗三升三合	貳斗二升二合	壹斗一升貳合	四升	貳斗四升	三升四合	三升四合
同人	彦左衛門	彦四郎	太郎四郎	彦二郎	彦二郎	四郎衛門	彦左衛門	太郎四郎	同人	彦四郎	彦左衛門	大ケい _(か)	同人	二郎五郎	太郎四郎	太郎四郎
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
壹反貳敵	半十六歩	半十歩	三歩	六歩	拾六歩	式拾歩 _{ひら岩}	式敵十歩	壹敵十歩	貳敵	九歩	壹敵	六歩	拾五歩	三敵	四敵廿歩	四敵廿歩
九斗六升	四斗四升三合	四斗貳升七合	六合	壹升貳合	三升貳合	四升	壹斗四升	壹斗七合	壹斗六升	式升五合	八升	壹升貳合	三升	壹斗八升	三斗七升四合	三斗七升四合
三郎二郎	助左衛門	助五郎	小三郎	助兵衛	小三郎	弥四郎	同人	大ケい _(か)	大ケい _(か)	彦四郎	大ケい _(か)	同人	大ケい _(か)	彦左衛門	彦四郎	彦四郎

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
式拾歩	拾五歩	式敵廿歩	式敵廿歩	式敵廿歩	式敵廿歩	式敵廿歩	式敵廿歩	式敵廿歩	式敵廿歩	式敵廿歩	式敵廿歩	式敵廿歩	式敵廿歩	式敵廿歩	式敵廿歩	式敵廿歩	式敵廿歩	式敵廿歩	式敵廿歩
五升四合	四升	式斗一升四合	式斗一升四合	式斗一升四合	式斗一升四合	式斗一升四合	式斗一升四合	式斗一升四合	式斗一升四合	式斗一升四合	式斗一升四合	式斗一升四合	式斗一升四合	式斗一升四合	式斗一升四合	式斗一升四合	式斗一升四合	式斗一升四合	式斗一升四合
四郎衛門	六郎大夫	彦五郎	四郎衛門	四郎衛門	四郎衛門	四郎衛門	四郎衛門	四郎衛門	四郎衛門	四郎衛門	四郎衛門	四郎衛門	四郎衛門	四郎衛門	四郎衛門	四郎衛門	四郎衛門	四郎衛門	四郎衛門

石 ^{わら} 五歩	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
式拾歩	式敵拾歩	拾五歩	四敵	同□のり	同□十五歩	同□十歩	式敵	式敵	式敵	式敵	式敵	式敵	式敵	式敵	式敵	式敵	式敵	式敵	式敵
一升三合	五升四合	四升	式斗四升	式斗四升	三升	八升	六升	六升	六升	六升	六升	六升	六升	六升	六升	六升	六升	六升	六升
道慶	弥四郎	彦五郎	与三	小三郎	道慶	二郎太郎	四郎衛門	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人

畠 以上冊^卷石^卷式斗八升八合
 □□の恋
 七反半
 八石式斗五升
 主無

三七 「妙楽寺文書」 明石元知諸公事免状

諸公事〔令免カ〕除候者也、

文禄式

十二月□日

〔明石〕左近

元知〔花押〕

〔黒印〕

〔押紙〕
「明石左近殿御親父」

妙楽寺

出家衆中

三六 「妙楽寺文書」 仙英書状

当寺桂木之事、堅可被支、桜・梅以下者、所望可申候間、枝をも被出間敷候也、

二月八日

〔明石仙恵之〕
仙英〔花押〕

妙楽寺

寺僧中

○ この文書は年不明であるが、明石仙恵は明石元知（則実）の父であるので、しばらくここに収める。

三九 「妙楽寺文書」 光重書状

〔押紙〕
「明石左近殿」

御書謹而頂戴仕候、抑妙楽寺屋敷替儀、被仰出之候、可為 御意次第候之間、此等之趣、宜預御披露候、恐惶謹言、

十月五日

光重〔花押〕

乃木伊賀守殿へ

○ この文書と次の文書は年不明であるが、明石左近との関係で、しばらくここに収める。

三〇 「光行寺文書」 明石元知判物

其寺内為他宗令出入、若猥儀於有之者被押留、即可被

仰上、一切非分之儀、忽可加成就者也、

十二月十日

明石左近丞(元恕)

(花押)

光妙寺

法席下

三三〔足立家文書〕

鎌田久々井分名寄帳

(表紙)

文祿五年

鎌田(久々也)久々井分名寄帳

九月廿六日〔享和二戊凡式百年〕

串間左衛門 殿

同名三郎□郎殿

御支配

真柴 主計 殿

同名 備後 殿

松ヶさき

四畝三歩

五斗七升四合

久々いノ
七郎衛門

中

同 壺段

壺石四斗

同

下

同 一段拾四歩

壺石式斗五升六合

同

中

谷口 壺畝

ハタ 壺斗

同

同 壺畝六歩

ハタ 七升式合

同

同 壺畝六歩

ハタ 七升二合

同 〔三郎□□〕

同 壺畝

ハタ □

同

やしき 廿歩

□

同

同 壺畝

ハタ □

おしはん
七郎衛門

同 一畝

茶畑 六升

同

同 八畝廿歩

あれ 壺石四升

同

同 六畝六歩

八斗六升八合

同

谷はた 式畝五歩下

式斗一升七合

同

下

同 式畝

二斗八升

同

中

同 三畝

ハタ 三斗

同

同 一反一敵五歩 一石六斗六升二合 同 中
 同 廿四歩 内はた 四升八合 同
 同 一敵廿歩 はた 一斗六升七合 おしはんあり 七郎衛門
 同 壹敵 ハタ 八升 同

以上冊 [] 内六升荒

近道 壹段式敵拾貳歩 一石七斗三升六合 久々井 彦兵衛
 なかさうし 一反 上 一石四斗 同 上下
 同 五敵拾歩 七斗四升七合 同 上下
 同 五敵拾歩 七斗四升七合 同
 同 四敵廿四歩 六斗七升二合 久々井 彦兵衛
 河はたヤフ之内 二敵拾歩 畑 一斗四升 同
 同 壹敵 おかこはた あれ 六升 おしはん 同
 同 一反三敵廿四歩 一石九斗三升二合 同 上下
 同 八敵 一石壹斗二升 同 上
 同 六敵拾貳歩 八斗九升六合 太郎衛門と付上下

かく石 七敵 九斗八升 彦兵へ 中
 (歩) 十トかこはた あれ二升 おしはん 同
 家ノ上谷はた 五敵 下ノ下 五斗 同 下
 屋敷 五敵 五斗 同
 いへノまへ 式敵廿歩 ハタ 貳斗一升三合 同
 同 一反五敵十二歩 一石八斗四升八合 同 上
 同 一反式敵 壹石貳斗 同 上
 おかのまへ 拾八歩 ハタ 五升九合 同
 同 一敵五歩 ハタ 一斗一升六合 同
 同 一敵 ハタ 一斗 同
 同 四敵 はた 三斗二升 彦兵衛
 河はた 三敵 三斗 太郎衛門と付中
 道の下 四敵 四斗四升 同人と付 上
 おかのまへ 壹敵 内ハタ 一斗 同人と付
 同 壹敵五歩 ハタ 一斗一升六合 同人と付
 同 三敵拾八歩ハタ 三斗六升 同人と付

已上拾六石六斗式升二合 彦兵衛

内八升荒

河はた
老段 壹石三斗式升 くくいノ 藤兵衛

同 壹畝拾五歩 一斗八升 同 中

同 一畝拾五歩 式斗一升 同 下

光神の下
老反式畝 一石四斗四升 同 上

山祿
八畝 一石一斗二升 同 上

同 三畝 四斗式升 同

同 一反式畝拾歩 壹石六斗四合 くくい 藤兵衛

同 式畝廿歩 三斗七升三合 同 中

同 五畝五歩 七斗四升二合 同 中下

同 一畝拾八歩 式斗四升八合 同 中

おかのまへ
一畝拾歩 ハタ 八升 同

同 一反十歩 一石四斗四升七合 同 下

同 一畝十八歩ハタ 一斗二升七合 同

同 三畝十歩 上 四斗三升四合 同

同 十八歩 内はた 四升九合 くくい 藤兵衛

同 四畝 ハタ 三斗二升 同

やしき
二畝廿歩 式斗六升七合 同

同 十八歩 内はた 五升九合 同

同 一畝拾歩内はた 一斗三升四合 同

同 拾歩 ハタ 三升四合 同

同 拾六歩 ハタ 五升三合 同

同 式畝 ハタ 式斗 同

同 式畝廿歩 はた 式斗六升七合 くくい 藤兵衛

同 式畝拾四歩ハタ 壹斗四升八合 同

以上拾壹石式斗七升六合 藤兵衛へ

山の下
一段 上 壹石四斗九升三合 久々井ノ 四郎衛門 中

同 一反式畝式歩 壹石五斗三合 同 中

同 六畝拾六歩 九斗一升五合 同 中

同 六畝拾六歩 九斗一升五合 同 中

同	一畝	老斗四升	同	上下
同	老畝	ハタ 六升	同	
やしき	二畝拾貳歩	貳斗四升	同	
同	老畝五歩	ハタ 一斗一升七合	同	
同	九畝廿歩	一石三斗五升三合	同	上下
同	九畝八歩	上 一石二斗九升七合	同	上下
同	老反一畝廿歩	一石五斗一升八合	同	
同	一畝廿六歩	あれ貳斗四升四合	おしはん 同	
同	八畝五歩	一石一斗四升三合	久々井 同	四郎衛門
同	八歩	三升二合	同	下
同	八畝廿五歩	一石二斗三升六合	同	上下
同	老段六畝拾八歩	貳石三斗二升四合	同	上
やま	老畝	ハタ 六升	同	

已上拾三石六斗七升五合

内式斗四升四合荒

谷はた	式畝	ハタ	老斗六升	久々井 右衛門
竹の下	老反六畝拾四歩	老石六斗一升六合	同	
やしき	式畝	貳斗	同	
同	廿歩	ハタ 五升三合	同	
同	八畝五歩	老石一斗四升三合	同	上
なかさうし	一畝廿四歩	貳斗五升二合	同	
同	一畝廿五歩	貳斗五升七合	くくい 同	右衛門
同	式畝十三歩	ハタ 貳斗四升三合	同	
同	老畝廿八歩	ハタ 老斗九升二合	同	
同	五畝五歩	七斗貳升三合	同	上
同	九畝廿歩	中 老石二斗五升八合	同	中
同	一畝拾歩	老斗六升	同	中
以上六石式斗五升七合				

(松) 奈のさき

一段三畝拾歩

久々井ノ
老石四斗六升七合 小二郎 中

近道 老反 中 老石四斗 同「四郎衛門ニ入」

同	一反一畝八歩	一石五斗七升七合	同		
同	八畝五歩	中	九斗八升	同	上下
山畠	四畝五歩	四斗一升七合	同		
谷口	式畝	ハタ	七斗二升	同	「四郎衛門ニ入」
同	廿四歩	ハタ	四升八合	同	
やしき	式畝拾五歩	式斗五升	久々井	小二郎	
同	十歩	ハタ	三升三合	同	「同人」
しんす	四畝拾歩	ハタ	三斗四升七合	同	「」
同	八畝七歩	上	一石一斗五升三合	同	下々
同	六畝廿歩	九斗三升三合	同	中	
同	八畝十歩	七斗一斗六升七合	同		
やまね	九畝十歩	七斗三斗五升七合	同	「同人」	
	已上拾七石式斗四升九合				
谷口	式畝拾歩	畠	七斗八升七合	神主	
同	廿歩	畠	四升	同	

やしき	七畝	七斗	同		
やしき	宮のわき	廿歩	畠	五升五合	同
同	式畝	式斗八升	同		
やしき	式畝	式斗	同		
宮のわき	八畝拾歩	七斗一斗六升七合	神主		
やま畠	七畝拾歩	七斗三升三合	同		
同	七畝拾歩	七斗三升三合	同		
同	八畝	下	八斗	同	中
宮のわき	三畝拾式歩	四斗七升六合	同		下々
坂本	三畝	下	三斗	同	中
以上四石四斗四升八合					
松のさき	三畝	三斗	久々井	三郎左衛門	上下
弁才	一反八畝拾五歩	式石五斗七升	同		中
宮のわき	八畝廿歩	七斗一斗三合	同		中
谷口	七畝拾五歩	七斗六斗一升	同		上下

なかさうし	四畝廿歩	六斗五升三合	同	上
松ヶ崎	壱反貳畝	壱石六斗八升	同	
やまね	八畝拾八歩	上 壱石貳斗	くまい 三郎左衛門	
同	壱反拾四歩	上 壱石四斗六升六合	同	中
同	貳畝	ハタ 壱斗二升	同	
内島	三畝六歩	三斗貳升	同	
やしき	四畝拾歩	四斗三升四合	同	
やまね	壱反	壱石四斗	同	中上
同	貳反五歩	貳石八斗二升四合	同	上下
同	七畝十歩	ハタ 七斗三升四合	同	
ちわら	拾歩	あれ 四升	はんあり	同
同	三畝廿歩	ハタ 貳斗九升三合	同	
同	一畝十八歩	ハタ 壱斗二升八合	同	
坂じり	壱畝	八升	同	
已上拾七石六升五合	内四升	荒		

坂本	三畝拾五歩	四斗二升	くまい 正寿軒	
同	五歩	二升	同	
いへの上	壱畝	畠 六升	同	
西谷畠	壱反	下 壱石	同	下
同	六畝四歩	七斗三升六合	同	上下
同	壱畝廿歩	ハタ 壱斗六升七合	同	
地藏のまへ	壱畝	ハタ 六升	同	
別庄	壱畝拾二歩	ハタ 八升四合	同	
弁才天 <small>□□り</small> 下	壱反廿歩	上 壱石四斗九升三合	同	中
同	壱反六畝廿歩	中上 貳石三斗三升三合	同	
同	壱畝六歩	壱斗四升四合	同	中
森友	壱反拾歩	壱石四斗四升七合	同	中上
同	九畝拾五歩	中 壱石三斗三升	同	中
以上九石貳斗九升四合				
河はた	九畝廿歩	壱石三斗五升三合	くまい 二郎大夫	

おケカ 貳畝	畠	壺斗二升	同
やしき 六畝六歩		六斗二升	同
同 壺畝八歩		壺斗七升七合	同
やま年 三畝	ハタ	貳斗四升	同
同 貳畝拾歩		三斗四合	同
同山はた 貳畝五歩	ハタ	壺斗三升	同
壺反八畝		貳石五斗二升	同
(一枚分破失・九石三斗八升九合分)			
同 三畝廿七歩		五斗四升六合	同
山年 <small>(七)</small> 八畝廿歩		壺石貳斗壺升三合	同
同 貳畝	畑	壺斗二升	同
同 五畝	下	七斗	同
坂本 貳反廿三歩		貳石四斗九升二合	同
しんす 四畝十歩	中	五斗六升四合	同人と付
以上貳拾石五斗貳升四合			中下

近道 壺段四畝	久々井 二郎三郎	下
同 一反貳畝十六歩	壺石五斗四升 「彦五入」	同
	壺石七斗五升五合	同
同		上ノ下
七畝廿歩	上	壺石七升三合
同		同
谷畝 三畝拾五歩	下	三斗五升 「彦五入」
同		同
宮のわき 壺反拾貳歩		壺石四斗五升六合
同		同
谷 壺畝廿歩		壺斗三升三合
同		同
やしき 壺畝十歩	ハタ	壺斗七合
同		同
河はた 五畝	五斗	同
同		二郎三郎
谷 三畝十歩		上
同		四斗六升七合
同		同
同 壺畝	畑	貳斗
同		同
同 壺畝三歩	畠	壺斗一升
同		同
同 壺畝十歩	畠	壺斗三升三合
同		同
同 壺畝	畠	八升
同		同
石はし 廿五歩	畠	六升七合
同		同
八畝拾歩		壺石貳斗七合
同		同
		上ノ下

しんす
尅反三畝七步
尅石八斗五升三合
二くみい郎三郎

弁才天
三畝廿步
五斗一升三合
同
中ノ上

同
九畝拾步
尅石三斗七合
同
中上

やまね
尅反式畝拾五步
尅石七斗五升
同
上ノ下

已上拾四石七斗一合

竹の下
尅反七畝
式石四升
久々井
与一左衛門

坂本口
八畝拾步
尅石
同

やしき
尅畝
尅斗
同

にし
五步
ハタ
尅升
同

地藏のまへ
廿六步
はた
五升二合
同

同
十步
ケ(か)こはた
式升
同

同
式畝六步
はた
尅斗六升九合
同

同
尅畝
はた
尅斗一升
同

同
尅畝
はた
尅斗一升
与一左衛門

同
式畝五步
はた
尅斗三升
同

やしき
尅畝三步
尅斗二升
同

同
式畝
はた
尅斗六升
同

大ケ(か)い
尅畝拾四步はた
尅斗四升七合
同

石はし
九畝二步
尅石二斗六升九合
同

弁才天
四畝拾步
六斗四升(カ)
同

同
尅反三畝
中ノ下
尅石六斗九升
同

中さうし
式畝
尅斗六升
同人

弁才天
九畝拾六步
中
尅石三斗三升四合
同

同
四畝廿四步
六斗七升一合
同

河はたまへ田
三段廿步
四石式斗九升三合
同

已上拾四石(三斗二升五合)式斗六升式合

谷のまへ
四畝一歩
五斗六升五合
彦左衛門

坂本
三畝
三斗
同

宮のわき
六畝
八斗四升
同

谷
三畝
畑荒
尅斗八升
おしはん
同

同
上

坂本
 壹畝拾歩 耆斗四升七合 久々井ノ助大夫
 同 三畝 下 三斗三升 同
 同 十歩 下 三升三合 同
 河はた 貳畝五歩 三斗三合 同
 同 耆畝拾六歩 貳斗一升五合 同
 同 八歩 三升七合 同
 河はた 五畝拾貳歩 六斗四升八合 同
 河はた 耆畝拾五歩はた □斗□升 くゝい介大夫
 同 五畝廿歩 はた □斗四升 同
 かく石 七畝廿歩 九斗四升 同
 しんす 耆反一畝三歩 耆石五斗五升四合 同
 なかかゝい 四畝十歩 六斗七合 同
 かく石 貳畝廿歩 はた 貳斗一升三合 同
 同 耆畝五歩 はた 耆斗一升六合 同
 同 廿四歩 はた 八升 同
 已上五石六斗八升三合

宮ノ前
 五畝 中 七斗三升七合 鎌田ノ与三右衛門中
 坂本 貳反五畝 三石 同 中上
 同 七畝廿歩 九斗四升 同 中
 同 七畝 九斗八升 同 上
 同 耆畝五歩 下 一斗五升 猿若 下
 已上五石八斗七合
 坂本 貳畝 三斗二升 久々井 又右衛門
 やま島 耆畝五歩 下 一斗一升七合 同
 同 耆畝六歩 あれ 七升二合 おしはん 同
 河はた 茶はた あれ 貳斗四升 おしはん 同
 四畝 やしき 貳畝拾五歩 貳斗五升 同
 中さうし 七畝 八斗四升 同 中
 同 六畝十二歩 中 八斗九升六合 同 中下
 やまね 九畝三歩 一石二斗七升四合 同 中上
 同 耆畝 耆斗四升 同 中

同 式敵廿四歩 中 三斗九升二合 同
 やまね 老敵十五歩 式斗三升八合 同
 同 老敵三歩 はた 老斗一升 同

以上四石八斗八升九合

内三斗一升二合 あれ

やま島 武敵拾五歩 下 式斗五升 鎌田ノ彦四郎
 同 式段廿歩 上 式石八斗九升三合 同

近道 四敵拾歩 五斗二升 同
 坂本 九敵 下 九斗 同

同 老敵廿歩 下 老斗六升七合 同
 同 六歩 下 式升 同

以上四石七斗五升

なし木島 光神下 八升 久々井ノ彦三郎
 同 廿歩 (か) ケこはた 同
 同 老敵廿歩 同

かく石 六敵十二歩 八斗九升六合 同
 入道谷 小二郎と付 三敵十歩 三斗三升三合 同
 同 小二郎と付 五敵 七斗 同
 同 四敵 五斗六升 彦三郎
 同 四敵廿三歩 六斗六升七合 同

くゝい 彦三郎

やしぎ 四敵廿五歩 式斗八升三合 同
 かく石 廿歩 六升七合 同

同 廿六歩 九升 同
 同 六歩 一斗二升六合 同

同 一敵十八歩ハタ 一斗二升六合 同
 同 廿歩 はた 四升 同

以上四石二升九合

河はた 四敵拾五歩 六斗三升 くゝい 助二郎
 同 五敵廿六歩はた 五斗八升七合 同
 同 上

弁才天	八畝廿五歩	中	一石二斗三升六合	同	中上
ちわら	五畝廿歩		九斗七升五合	同	
同	七畝五歩		硯石四合	助二郎	
同	式畝二歩		三斗一升三合	同	
	已上四石七斗四升五合				
くゝい坂	十六歩	はた	五升三合	勘四郎	
同	廿歩	はた	六升七合	同	
同	硯反二畝二歩		硯石六斗八升九合	同	
同	硯反式畝五歩		一石七斗三合	同	上
同	四反十歩		五石六斗四升七合	同	上中
同	一反七畝		式石三斗八升	同	上
同	七畝廿五歩		硯石九升六合	同	中上
宮のまへ	八畝廿三歩	中	硯石二斗二升七合	同	上下
同	三畝廿歩		五斗一升三合	同	中
中さうし	硯畝五歩	はた	一斗一升七合	同	

同	六畝十歩		八斗八升七合	同	
同やしき	式畝		式斗	同	
家のまへ	一畝六歩	はた	一斗二升	勘四郎	
河はた	六畝廿歩		九斗三升三合	同	中
同	一畝廿七歩		式斗六升六合	同	中
同	八畝		一石一斗二升	同	中上
谷口	九畝		一石二斗六升	同	上下
久々井坂	山はた		五升	同	「四郎衛門」
同	已上拾九石三斗式升八合				
近道	硯段一畝	上	硯石五斗四升	久々井	中上
やしき	式畝十五歩		式斗五升	同	「四郎衛門」
西谷島	硯畝廿六歩ハタ		一斗八升七合	同	「同人」
同	廿歩	はた	六升七合	同	「同人」
なかさうし	硯反一畝		硯石五斗四升	同	「同人」
しんす	硯反二畝廿三歩上		硯石七斗八升七合	同	「同人」上下

同 四畝廿歩 六斗五升三合 左衛門二郎

やまね 式畝五歩 三斗三合 同

已上六石三斗式升七合

同 式畝廿七歩 四斗六合 左衛門二郎
[]と付 式石四斗 同 中

已上七石五斗式升八合

「八石式斗二升八合」

宮のまへ 五畝 七斗二升八合 金勝寺 中上

同 九畝 一石二斗六升 同 中

山畠 老畝十歩 下々 一斗三升三合 同

同 三畝 大荒はた 一斗八升 同

谷 九畝 下々 九斗 同 下

同 式畝 式斗四升 同 中

同 式畝廿歩 畑 老斗六升 同 上ノ下

同 廿歩 六升七合 同 下

同 老畝 老斗四升 同 中

同 五畝 七斗 同 中

同 老反 老石式斗 同 中

同 八畝 老石一斗式升 同 中ノ上

なかかい 四郎左衛門と付 四斗二升 彦三郎 中上

以上

宮のまへ 老反廿一步 老石四斗九升七合 小二郎 中

かまたノ「四郎衛門」

坂もと
八畝五歩
同 七畝
九斗八升
九斗八升
同
同上
「四郎衛門」
中

已上三石四斗五升七合

谷

式畝十五歩はた
やしき
式斗五升
一斗
同

久々井
甚左衛門

以上三斗五升

十四口合百壹石三斗四升一合

内五斗六升四合 あれ

十歩

はた 式升

久々井
彦五郎

十歩

はた 式升
おしはん
同人

以上四升 内二升あれ

式畝拾歩

壹斗八升七合
小二郎

壹畝五歩

七升
同

已上式斗五升七合

山ね
壹畝
ちわら
三畝
「五歩」
三畝
三斗
一升七合
主なし
「大ききんにて死人」
同
彌二郎
新太郎

三斗
一升七合

やしき
式畝十歩
主なし

同
五歩
一升七合
主なし

同
壹畝十歩
主なし

なしの木谷
五畝
主なし

わたりつめ
四畝
二斗四升
主なし

かく共谷
壹反式畝
壹石式斗
主なし

道のわき
八畝
八斗
主なし

川はた
五畝
六斗
主なし

同
式畝
式斗
主なし

三畝
式斗四升
主なし

以上□石□□□□

松ヶ崎

壹段三畝

壹石八斗二升

平二郎

中

谷畠

壹反

壹石

同

中

同

壹反一畝六步中

壹石五斗六升八合

同
〔四郎衛門〕

上下

石ハシ

九畝五步

一石貳斗八升三合

同

上下

同

壹反八步

一石四斗三升七合

同

上下

同

七畝四步

九斗九升九合

同

上下

已上八石壹斗六合^(七)

石橋

壹段

壹石四斗

同

上

同

貳段一畝廿步

三石三升三合

同

上

しんす

壹反五畝拾八步

貳石一斗二升九合

同

上下

同

九畝

上
壹石貳斗六升

同

上中

石橋

壹反五畝廿四步

貳石貳斗一升二合

同

已上拾壹石八斗三升一合

弥三郎

松ヶ崎

五畝

六斗

さん所ノ
總三郎

上下

同

八畝拾步

中

壹石一斗六升七合

同

中上

近道又三郎と付
壹段廿步

壹石四斗九升三合

同

上中

同

五畝拾五步

中上

七斗七升

同

上下

同

已上四石三升

石橋

壹反八步

上
壹石四斗一升九合

さん所ノ
總七

上ノ下

同

壹反二畝廿八步

壹石八斗一升

同

上ノ下

同

山そへ
壹畝廿二步

貳斗四升三合

同

上ノ下

同

貳反貳畝

三石八升

同

上ノ下

同

八畝

壹石一斗二升

同

中

同

谷畠
壹反一畝六步

壹石五斗六升八合

同

上

同

已上九石貳斗四升

松ヶ崎

八畝

九斗八升

さん所ノ
弥三郎

上

同

八畝五步

八斗一升七合

同

中

松ヶ崎

壹反一畝三歩

壹石五斗五升四合

さん所ノ
四郎三郎上ノ下

下

やま島
老反八畝 下 老石九斗八升 同 中
石ハシ
九畝四歩 老石貳斗四升九合 同 上

已上四石七斗八升三合

石ハシ
老段老畝廿歩 一石六斗三升三合さん所ノ助五郎 上

同
老反一畝六歩 一石五斗六升八合 同 中上

しんす
四畝廿四歩 六斗七升七合 同 上下

以上三石八斗七升八合

松ヶさき
六畝 八斗四升 さん所ノ兵衛五郎 上

同
三畝 三斗六升 同 さん所ノ

しんす
八畝十八歩 中下 一石一斗一升八合 兵衛五郎 中

同
老反二畝廿一步 一石七斗七升七合 同 上下

已上四石九升五合

松ヶさき
老反一畝おしはあり 老石五斗九升六合 さん所ノ左衛門太郎 上下

已上

十三口合六十一石三斗六升四合 内五石四升一合 荒

しんす
老反二畝十五歩 老石七斗五升 さん所ノ助三 下

已上

谷島
老反一畝六歩 一石五斗六升八合 同 上

已上七石貳升五合

同
老反拾五歩 下 老石一斗五升五合 同 下

同
老反拾歩 貳石八斗 同 上ノ下

已上七石貳升五合

松ヶ崎
老反廿貳歩 上 老石五斗二合 さん所ノ「四郎衛門」
彌太郎 上中

しんす
貳拾四歩 同 四升八合 同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

「さん所と申ハ其昔和泉式部丹後天橋立一見ノ節、当
国一見御通り此所で産被成候由申伝候也、尔今右□有
かく石荒神□□は□□さん所のいわれ是也」

谷島
一反廿歩 下 壹石貳斗八升 今市ノ
しんす
壹反四畝十七歩 壹石八斗五升五合 同 上中
以上三石壹斗三升五合

やま下
壹畝廿歩 壹斗八升三合 今市ノ
彦太郎 下

谷島
壹段三畝 一石八斗二升 今市ノ
助左衛門 上

近道
二反一畝廿歩 壹石六斗三升三合 同 上下

已上

已上壹石八斗一升六合

松ヶさき

下 六斗

今市ノ

彦五郎 上中

近道
九畝拾五歩 壹石一斗四升 今市ノくち
うろつめ
四畝 四斗四升 同 中下

同 一反一畝六歩 一石五斗六升八合 同 上中

同 壹反一畝二歩 壹石五斗四升九合 同 上

やま島
壹反一畝 下 一石壹斗 同 上下

以上三石一斗貳升九合

石ハし
貳反一畝拾歩 貳石九斗八升七合 同 上

坂もと
九畝五歩 下 壹石一升 今市ノ
源三郎 上下

同 八畝廿歩 中上 一石二斗一升三合 同 上下

おかなし
九畝拾歩 壹石三斗七合 同 上

しんす
壹反二畝廿三歩 一石六斗六升 同 上中

しんす
壹反一畝廿歩 壹石四斗 同 上下

同 壹反拾歩 中上 一石四斗一升四合 同 上

同 九畝拾歩 壹石二斗二升 同 上下

已上拾石五斗四升貳合

已上四石九斗三升七合

石ハシ
壹段六歩

今市ノ「四郎衛門」
老石五斗六升八合 彦三郎 上中

地藏ノまへ
六畝五歩

とよおかの
九斗三升三合 総兵衛 上

以上

以上

石ハシ
九畝拾二歩

今市ノ
一石三斗一升六合 与五郎 中上

石ハシ
壹反一畝廿七歩 老石六斗六升八合 二郎三郎

以上

以上

「今市と申ハ南谷□□事也、当村ノ出村と申伝候也」

十五口合(カ)三十八石九斗四升四合

石ハシ
四畝

やまもとノ口
下 四斗四升 きもいり 下

山の下
正福寺ノ
壹段六畝 式石二斗四升 総四郎 中

已上

同
式反一畝廿歩 三石三升三合 同 中

石ハシ
壹反廿歩

とよおかの
老石四斗九升三合 二郎衛門上

石ハシ
已上六石六斗式升六合

以上

(一枚、破失)

石ハシ
老石二畝拾歩 老石七斗二升七合 与七郎 上

石ハシ
壹反拾歩
しんす
老反

とよおかの中丁ノ
老石四斗四升七合 甚三郎 上中

石ハシ
已上

以上式石八斗四升七合

石ハシ
九畝拾歩 老石三斗五升三合 彦二郎

同

九畝十歩

壺石三斗七合

「三郎二郎ニ入」
彦二郎同

中上

已上式石六斗六升

石ハシ

六畝八歩

八斗七升七合

舟丁ノ

小

石ハシ

九畝十七歩

壺石三斗四升

舟丁ノ

源四郎

以上

(マ マ)

しんす

壺反七畝

式石式斗一升

舟丁

総二郎

以上

近道

九畝廿歩

壺石三斗六升三合

梶原ノ

三郎太郎上中

以上

十四口合廿八石五斗二升三合

○以下、二枚破失。

三三〔光行寺文書〕

杉原長房書状

興正寺殿^(御カ)□門跡□□光妙寺殿住寺之儀尤ニ候、於我

等ニ満足申候、然上者寺内^(堅カ)□可被下知候、若寺法相違

ノ衆於有之者、此方江可被申候、可令異見候、恐々謹

言、

拾月廿五日

杉原伯耆守

長房(花押)

光妙寺

宗盈法印

○この文書は年不明であるが、長房は慶長二年に入封しているので、しばらくここに収める。

別編

天孫

(中略)

但馬海直

火明命之後也、

(中略)

右第十三卷、

一 〔播磨国風土記〕 揖保郡

越部里旧名皇子代里 土中々、所以号皇子代者、(安國) 勾宮天皇之世、

寵人但馬君小津、蒙寵賜姓、為皇子代君而、造三宅於

此村、令仕奉之、故曰〔皇〕子代村、後至上野大夫結

卅戶之時、改号越部里、(以下十五字底本二行ニ割込) 自但馬国三宅越來、故

号越(マ)口村、

○「但馬国三宅」には豊岡市三宅と関宮町三宅の兩説がある。

三 〔新撰姓氏録〕

河内国諸蕃

火撫直、後漢靈帝三世孫、阿智使主之後也、

四 〔新撰姓氏録〕

和泉国諸蕃

火撫直、後漢靈帝三世孫、阿智王之後也、

二 〔新撰姓氏録〕

左京神別下 起伊勢朝臣、尽石辺公、廿一氏、

(中略)

五 〔延喜式〕 卷第十 神祇十

神名下東山 北陸 山陰
山陽南海 西海

(中略)

山陰道神五百六十座

大卅七座就中一座
月次新嘗

小五百廿三座

(中略)

但馬国一百卅一座大十八座
小一百十三座

(中略)

出石郡廿三座大九座
小十四座

(中略)

中嶋神社

大生部兵主神社

(中略)

気多郡廿一座大四座
小十七座

(中略)

葦田神社

雷神社名神大

(中略)

城崎郡廿一座大二座
小廿座

物部神社

久麻神社

穴目杵神社

女代神社

与佐伎神社

布久比神社

小江神社

久々比神社

耳井神社

桃嶋神社

兵主神社

深坂神社

兵主神社二座

気比神社

久流比神社

重浪神社

県神社

酒垂神社

西刀神社

海神社名神大

○物部・桃嶋・気比・久流比の各神社は城崎町域に属する。

六 〔延喜式〕 卷第二十二 民部上

山陰道

(中略)

但馬国 上管 朝来 養父 出石 氣多
城崎 美舍 二方 七美

右為近国、

(中略)

城崎郡

日置比於 高生多加 狭沼乃 賀陽也

新田尔布 城崎左木乃 三江美 奈佐 田結多(由)

余戸

八 〔和名類聚抄〕 大東急記念文庫本 卷第五 国郡第十一

山陰道郡第六十四

(中略)

但馬国(府在) 氣多郡、行(置) 上七日、下四日
管八本田七千五百五十八段五步、正公备三
十四万束、本類七十二万束 雜六万束

朝来安佐 養父不夜 出石伊豆 氣多

城崎俊乃 美舍美具 二方布太 七美志豆美

(下略)

七 〔和名類聚抄〕 高山寺本 卷第六 郷里部第一

(中略)

出石郡

小坂乎佐 安美 出石以都 室野无呂

埴野波尔 高橋多加 資母

編 氣多郡

別 太多 三方三加 楽前佐々乃 高田多加

九 〔源平盛衰記〕 卷三

重盛宗盛左右大将附実定、叡島詣并同人為大将事

(中略)

後徳大寺実定ハ、一ノ大納言ニテ、才覚優長ニマシ
 〳〵ケル上ハ、家ノ重代也、今度ノ大将ハ理運左右ニ
 及ハセ給ハサリケルカ、宗盛ニ越ラレ給テコソ、極ナ
 キ御恨ニテ有ケレ、定テ御出家モヤト申沙汰シケル程
 ニ、大納言ヲ辞申テ引籠ラセ給ケリ、(中略)実定卿ハ、
 御身近ク召仕給ケル侍ニ、佐藤兵衛尉近宗ト云者アリ、
 事ニ触テサカ〳〵シキ者ナリケレハ、何事モ隔ナク打
 解仰合セラレケリ、彼近宗ヲ召テ宣ケルハ、平家ハ桓
 武帝ノ後胤トハ名乗トモ、無下ニ振舞クダシテ、僅ニ
 下国受領ヲコソ拜任セシニ、忠盛始テ家ヲ興シ、昇殿
 ヲ聽サレシ子孫也、当家ハ閑院ノ始祖太政大臣仁義公
 藤公季右大臣輔子ヨリ已来、君ニ仕奉リ、代々既ニ大臣ノ大将
 ヲ経タリ、今宗盛ニ越ラレテ、世ニ諂ハン事、身ノ為
 家ノ為、人ノ嘲ヲ招ヘシ、サレハ出家ヲセハヤト思召、

如何有ヘキト仰ケルニ、近宗申ケルハ、(中略)安芸叡
 島ヘ御参詣アリテ、穂ニ出テ此事ヲ祈申サセ給ヘシ、
 彼明神ヲハ平家深ク崇奉テ、其社ニ内侍ト云者ヲ居ラ
 レタリ、彼内侍共毎年一度ハ上洛シテ、入道ノ見参ニ
 入ト承レハ、懸ル御事コソ有シカナント語申サハ、明
 神ノ御計モアリ、又入道モイチシルシキ人ニテ、思直
 サル、事モ有ナント申ケレハ、近宗カ計然ルヘシトテ、
 頓テ御精進有テ叡島ヘソ参給、(中略)其後ヤカテ重盛
 ノ左ニオハシマシケルヲ辞申テ、右ニ遷シ、実定卿ヲ
 拳シ申テ左大将ニ成シ奉ル、(中略)イツシカ同五月八
 日御悦申アリ、今日佐藤兵衛近宗ヲ、左衛門尉ニ成レ
 ケル上、但馬国キノ崎ト云大庄ヲ賜ル、神明忽ニ御納
 受、貴キニ附テモ、近宗カ計神妙トソ思召ケル、

10 〔清凉寺縁起〕

(上略)

人皇九十七代後醍醐院重祚建武年中に天下兵乱おこりし時、但馬国の住人河越十郎といふ武士、寺中に乱入して御堂のうちに入て、弓の鞘にて本尊をつきたをし奉りて左の御小指をつき折奉る、十郎は忽に癩病をうけ、苦痛逼迫してたち所に死去し侍ぬ、仍かれが知行分但州賀野郷当寺領に宛行はる、

(下略)

二〔大須賀時基郡境記写〕 文明三年

(上略)

抑氣多郡、城崎郡、竿の始り、郡の境、一つ佐野天神、一町上みは、大門の暖、舟山か限、水は、なかれ次第、そらは、斧磨ヒキトツ、むねはり、八代城崎の郡のこと、境はどたか谷、むねはり、横飛越コエか限り嶺タケは、道祖神サイノカミ、雀

(中略)

の三をとり、尾切、末代がだけは、むねわり、西にての境、猪イノの爪ツメはほどがぢそう、谷は、なめらを、せうろく川、をはつけ谷も、むねぎり、弓弦ユツリハ葉か谷も、尾切、かさぶた嶺は、むねがぎり、山は尾切、谷はみやうじがしみづ、二本松、みごし水、さがし、谷は、塩売かせい、めやうじがを、大岡坂がぎり、蛇谷ジヤダニのかしらは、仏か岩、大岡山は、七合なかのたはの尾切、大びしろ、栃の木原、大木の間、のじりは、七合、四方共に、これを薬師山と申す也、(天平)たいら寺は、西の谷、こんたち、まつをふが切、水山は、谷わり、竹野嶺は、むねがぎり、こやつきは、ちやうがはな、

(中略)

出石郡城崎郡、香住嶺カヌシノは休石ヤスイシあさき山限ヤマ、沖はしらはし、水は流れ次第朝寝か森が限キリ、伏フシは塩屋の竈のだん、八町か暖、佐野の低松サカリ、大門の繩手か限キリ、

城崎郡、氣多郡、美含郡、三郡の境の事、菅谷、あら
谷のかしら、矢つきか嶽は、西八合、地藏か池、三本

ぶな、ちやうだら、ほうそか限、三本柳、地藏がはな

上坂はむねの地藏堂がきり、下坂も、むねがきり、来

日岳は、西七合、はちか九合、横道がきり、山は尾切、

湯嶽もむ子がきり、松本嶺は、三つ石は、むねがきり、

山は尾切、もりあげが嶽、北は寺屋敷、

瀬戸と田久日との郡境の事、谷は、一町七間の石垣か

限、谷はなめらの清水、下は谷わり、磯は要か岩、沖

にも封爾あるへし、十里とも出しは申すとも一里二里

也、沖は一里半、東海は一枚なり、

丹後と但馬との境は、あさいかまいは、をし合の地藏、

沖は三里、打越の地藏、沖にも封爾は有へし、落は、

屏風ヶ岩、山は猩々カ谷、竹ノ子谷ノ頭、山は、尾き

り、三原嶺は、堂か限、山はむねぎり、うなし山尾き

り、こんごうじの頭は、三つをがきり、こうなし嶺は

三躰地藏立石がきり、駄坂嶺は、きり
の境なり、
右丹後と但馬

(下略)

中世年紀銘金石文

1-1 青銅製梵鐘銘（高知市潮屋崎町・妙国寺）

但馬国氣多郡「東楽寺」

諸且施主等助成合力（イ）「輩現世安穩後生善所」故也」

正安元年己亥十一月日

大工河内国大春日重守

○ 現東楽寺（清冷寺地区）の寺伝によれば、中世の東楽寺は中筋地区中山北端山上にあった千眼寺の塔頭寺であった。

「延徳二年、丹後国（大宮町）中郡長寿寺

八月一日

京頂妙寺

延宝六年、土佐妙国寺」

二月十二日

1-2 青銅製鰐口銘写（姫路市・大法寺）

応永二十年癸巳

但馬城崎郡（城崎）新田庄妙境寺本堂

買得伝領之永正四天九月日

施主 大堀藤左衛門尉吉次

2 石造宝篋印塔銘（九日市上町・勝妙寺）

右志者為

沙弥貞阿弥

但州称名寺

六万□念仏

□□□□

康曆元（年次）六月日

○ 平成元年三月、市文化財指定

3 石造宝篋印塔銘（野上・帶雲寺）

天文六年

玉巖理芳

二月十八日

6 一石五輪塔銘（一日市・佐伯直信氏邸）

時天文九年庚子

讚翁常念

四月二十六日

4 石造宝篋印塔銘（津居山・総合センター）

逆修（純歴）カウシ矢子孫

四郎左衛門

天文九年庚子八月十五日

7 石造板碑銘（新堂・地藏堂）

法華經一千部供養

（陰刻金剛界五仏種子）

応永廿四年二月時正二結衆

（埋没）
敬白

○平成元年三月、県文化財指定

5 石造宝篋印塔銘（祥雲寺・祥雲寺跡）

為一千部妙典

応永十七年八月日

8 石造板碑銘（妙楽寺・妙楽寺）

右志者一結衆等

(陽刻地藏像)

応永十八年四月日

9 石造板碑銘 (中央町・来迎寺)

(陰刻舟形光背・陽刻阿弥陀像)「超蓮社勝誉上人」
(追刻カ)

応永八年八月廿八日

10 石造板碑銘 (九日市上町・勝妙寺)

八月廿五日

(陰刻舟形光背・陽刻阿弥陀像)

応永廿年

11 石造宝塔銘 (九日市下町・妙経寺)

応永十四年

妙境寺開基塔

五月廿三日

妙直靈位

南無妙法蓮華經

月 □

南無妙法蓮華經

南無妙法蓮華經

南無妙法蓮華經

逆修道円

南無妙法蓮華經

○以下、23までを一括、妙経寺中世供養塔群として昭和六十二年三月、市文化財指定

12 石造笠塔婆銘 (同右)

南無妙法蓮華經 扶澄靈位

南無妙法蓮華經 逆修貞円

南無妙法蓮華經

南無妙法蓮華經

應永廿八年六月八日

八月廿三日

南無妙法蓮華經

13 石造笠塔婆銘(同右)

寛正五

南無妙法蓮華經 妙源靈位

十一月廿九日

15 石造笠塔婆銘(同右)

文明七年

南無妙法蓮華經 貞円禪尼

六月十四日

14 石造笠塔婆銘(同右)

南無妙法蓮華經

南無妙法蓮華經

文明元年

南無妙法蓮華經 道阿

南無妙法蓮華經

16 石造笠塔婆銘 (同右)

文明七年

南無妙法蓮華經 道円禪門

十二月廿四日

17 石造笠塔婆銘 (同右)

文明十二年

南無妙法蓮華經 法道禪定尼

十二月廿三日

南無妙法蓮華經

南無妙法蓮華經

南無妙法蓮華經

18 石造笠塔婆銘 (同右)

延德二年

南無妙法蓮華經 妙善禪門

正月八日

南無妙法蓮華經

南無妙法蓮華經

南無妙法蓮華經

19 石造板碑銘 (同右)

応永十四年三月日

(上半部欠失)

沙弥昌妙

妙□□□

20 石造板碑銘 (同右)

沙弥妙円

禅門祐賢

南無妙法蓮華經

□尼□□

南無妙法蓮華經

応永十四年四月日

応仁三年四月八日

21 石造板碑銘 (同右)

沙弥妙立

沙弥妙金尼妙林尼妙陳

廿六

南無妙法蓮華經

応永

23 石造板碑銘 (同右)

長享元年

南無妙法蓮華經 妙心禅尼

八月九日

慈父妙□^(長力)□妙□^(尼也)□妙□

八月日

○豊岡市域内中世郷・庄園区域想定図



